

■資料・届出の対象となるもの（届出が必要な行為）

届出の対象となるものは、鎌倉市内全域（特定地区を除く）*において、下記に当てはまる行為です。

*特定地区では、全ての建築行為等（軽易なもの、管理行為を除く）の他、土地の形質の変更、木材の伐採等が届出の対象となります。

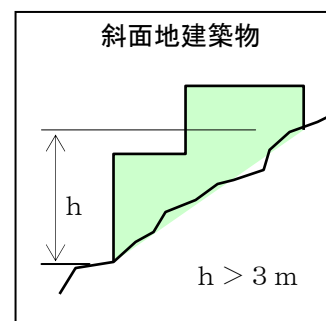
開発行為等

- 500 平方メートル以上の土地に関する開発行為又は建築物の建築等（新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）
- 300 平方メートル以上の土地に関する区画の分割
- 300 平方メートル以上の土地（風致地区内、風致地区外の第一種低層住居専用地域に限る。）に関する土地の形質の変更で当該行為を行う前又は行った後において5メートルを超える地表面の高低差を生じさせるもの

建築物

- 次に掲げる建築物の建築等

地域	建築物の用途	適用対象規模
※ 区分1	共同住宅	高さが12mを超えるもの又は階数が4以上のもの
	共同住宅以外	
※ 区分2	共同住宅	高さが12mを超えるもの又は階数が4以上のもの
	共同住宅以外	高さが15mを超えるもの又は階数が5以上のもの

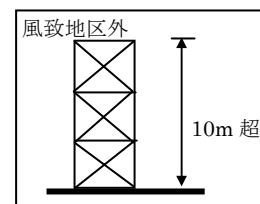
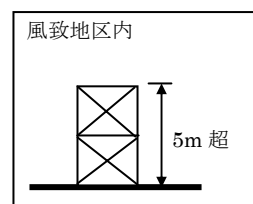


- 300 平方メートル以上の土地（風致地区内、風致地区外の第一種低層住居専用地域に限る。）に関する斜面地建築物（周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超える建築物をいう。）の建築等
※p148 参照(鎌倉市開発事業等における手続き及び基準等に関する条例 別表第2)

工作物

- 次に掲げる工作物の建設等（新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）

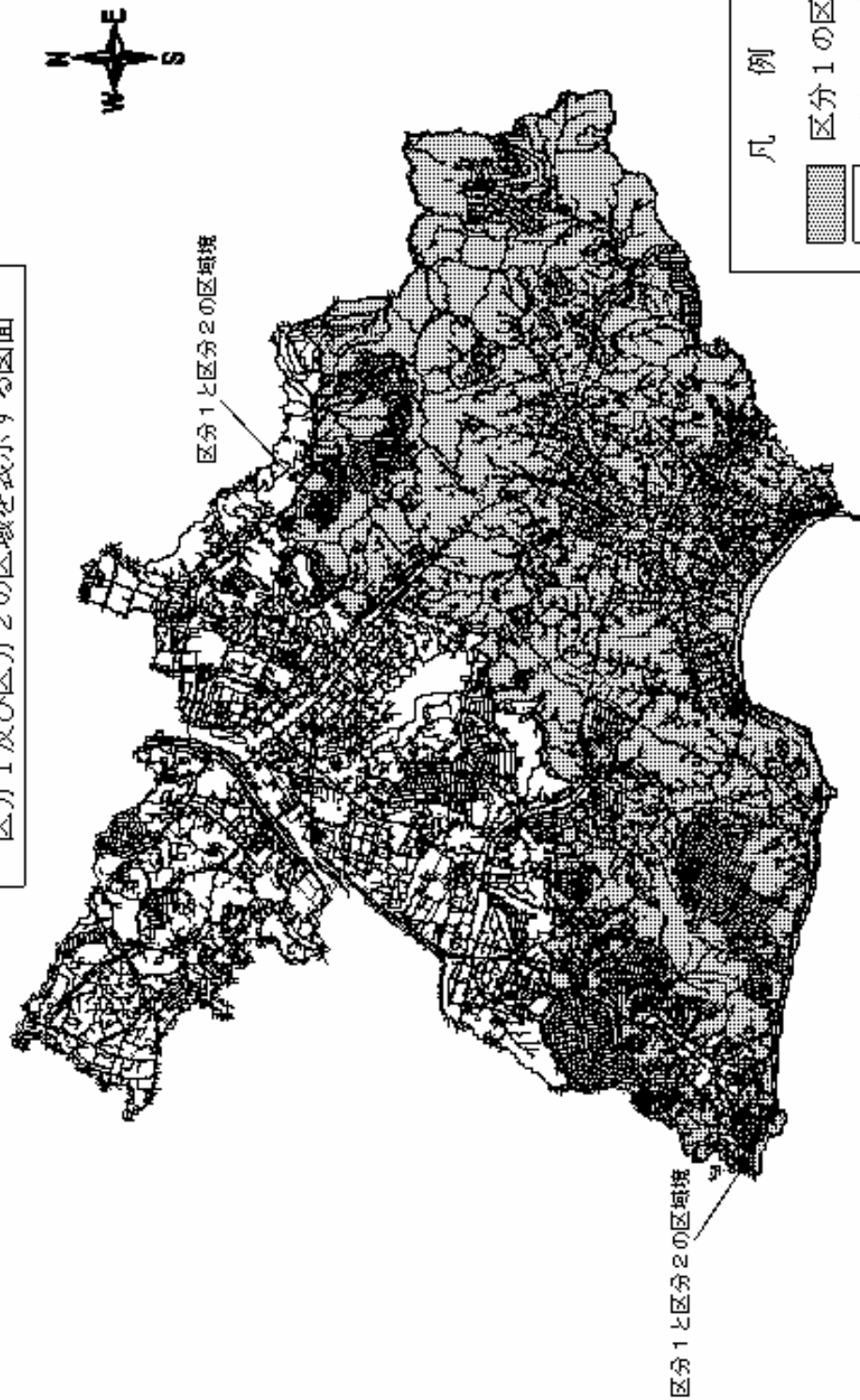
地域		適用対象規模
全 市	風致地区内	高さが5メートルを超えるもの
	風致地区外	高さが10メートルを超えるもの



次のものは届出の必要はありません

- ・斜面地建築物の建築等で延べ面積が100平方メートル以下のもの
- ・斜面地建築物以外の建築物の建築等で延べ面積の合計が当該建築等に係る土地の面積の1/50以下のもの（当該建築等に係る土地の面積の1/50が165平方メートル未満のときには165平方メートル以下と、500平方メートルを超えるときは500平方メートル以下とする。）
- ・その他軽易な行為など

区分1及び区分2の区域を表示する図面



備考 区分1と区分2の区域境は、鳳致地区の区域（平成14年4月2日神奈川県告示第253号）境と同様とする。